

【西宮市】 ※各基準の抜粋を記載しています

1. 許可の共通基準

- (1) 広告物等の位置、形状、面積、材料、色彩、意匠等が、景観と調和したものであること
- (2) 広告物等の数量及び面積は、必要最小限であること
- (3) 広告物の裏面及び側面並びに広告物を掲出する物件にあっては、塗装その他の装飾をし、かつ、その装飾が表示面及び周辺の景観と調和したものであること
- (4) 建築物に表示し、又は設置する広告物等は、当該建築物の規模及び意匠との調和に配慮されたもので、一体感のある形状であること
- (5) 複数の広告物等を掲出する場合は集約化し、形状や掲出位置を統一するとともに、広告物等の上端は3階程度までの高さのものとするよう努めること
- (6) 広告物等が敷地境界線から突出しないものとするよう努めること
- (7) ネオンサインその他照明を使用する広告物等にあっては、美観の維持に必要な対策を講じ、かつ、周辺の景観に配慮したものであること
- (8) 蛍光塗料（蛍光フィルムを含む。）、反射光の強い塗料及び夜光塗料を使用しないものであること
- (9) 条例第10条第1項第1号に掲げる地域のうち都市計画法第8条第1項の規定により定められた第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域又は風致地区の境界線から100メートル以内の地域に表示し、又は設置する広告物等で、当該第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域又は風致地区から視認できるもの（以下「LEDサイン」という。）を使用せず、かつ、光源の点滅（光源の動き又は光源の輝度の変化を含む。以下同じ。）がないものであること
- (10) 条例第10条第1項各号に掲げる禁止地域を除く地域及び場所（以下「許可地域等」という。）における高さが15mを超える建築物に表示し、又は設置する広告物等の表示面積の合計は、一の建築物の壁面合計面積（都市計画法第8条第1項第1号の規定により定められた近隣商業地域又は商業地域（以下「商業系地域」という。）に存する建築物にあっては地上から5.2m、その他の地域に存する建築物にあっては地上から4.7mまでの高さの部分の壁面面積の合計をいう。）に1/2を乗じて得た面積を超えないものであること
- (11) 条例第10条第1項第1号に規定する市長が指定する区域又は都市計画法第8条第1項の規定により定められた第1種住居地域、第2種住居地域若しくは準住居地域にあっては、一の敷地内に表示し、又は設置する広告物等（自家用広告物等を除く。）の表示面積の合計が10㎡を超えないものであること

2. 広告物等の種類別の許可基準(個別基準)

広告物の種類・区分別		商業系	工業系	住居系	用途未指定	特定区域	
屋上利用広告物	広告物の高さ	7m以下	5m以下			用途地域による地域区分に同じ	
	設置する場所までの高さに対する広告物の高さ	1/2以下					
	広告物の上端の地上からの高さ	40m以下	30m以下				
	木造建築物の屋上への掲出	禁止					
	露出ネオン管のネオンサイン	—	禁止（時事に関する事項を表示をするものを除く）				
	光源の点滅	—	急速な点滅禁止（時事に関する事項を表示をするものを除く）				
壁面利用広告物	1壁面の表示面積合計の壁面面積との割合	1/5以下					
	同上	LED 1/20以下					
	広告物の上端の地上からの高さ	40m以下	30m以下				
	広告幕の大きさ	長さ1.5m以下×幅1.5m以下					
	壁面の外郭線からの突出	禁止					
	窓又は開口部をふさぐ広告物	禁止（広告幕を除く。）					
突出広告物	1壁面に同一意匠の広告物掲出	1枚のみ					
	建築物からの出幅	1.5m以下					
	道路境界からの出幅	1.0m以下					
	広告物の上端の地上からの高さ	40m以下	30m以下				
	道路面から下端までの高さ	歩車道区別なし4.5m以上（歩道上2.5m以上）					
	壁面の上端を超えて突出する広告物	禁止					
	表示面以外の面の露出	禁止					
	露出ネオン管のネオンサイン又はLEDサイン	信号機から10m以下禁止					
自己敷地内に建植	広告板	1方向の表示面積	20㎡以下（LEDサインを使用する場合は5㎡以下）				
		表示面積の合計	40㎡以下（LEDサインを使用する場合は10㎡以下）				
	広告塔	接する2方向の表示面積合計	30㎡以下（LEDサインを使用する場合は7.5㎡以下）				
		表示面積の合計	60㎡以下（LEDサインを使用する場合は15㎡以下）				
	掲出数	2基以下					
	地上から広告物の上端までの高さ	10m以下					
	露出ネオン管のネオンサイン又はLEDサイン	—	地上から広告物の上端までの高さが5mを超える場合は禁止				
	光源の急速な点滅	—	禁止				

広告物の種類・区分別		商業系	工業系	住居系	用途未指定	特定区域		
自己敷地外に建植・野立	広告板	1方向の表示面積	10㎡以下（路端から100m以上は20㎡以下）			道標 2㎡以下 案内図板 6㎡以下 説明板 4㎡以下 避難誘導 1㎡以下 その他 6㎡以下 (寄贈者名等表示部分の面積は、表示面積の1/10以下)	禁止	
		表示面積の合計	20㎡以下（路端から100m以上は40㎡以下）					
		地上から上端までの高さ	5 m以下					
	広告塔	接する2方向の表示面積合計	15㎡以下（路端から100m以上は30㎡以下）					
		表示面積の合計	30㎡以下（路端から100m以上は60㎡以下）					
		地上から上端までの高さ	10m以下					
		相互間距離	5 m以上（路端から100m以上は100m以上）					
		信号機、踏切からの距離	5 m以上					
		彩度の高い色	2色以下					
		ネオンサイン等	禁止					
	光源の点滅	禁止						
自己敷地外に建植・道標・案内誘導	道標案内図板	表示面積	「自己敷地外に建植・野立」に同じ			彩度の高い色を地色に使用する場合は表示面積の1/2以下（色数が2色以下の場合を除く。）	3 m以下	
		地上から上端までの高さ	「自己敷地外に建植・野立」に同じ					
	案内誘導	表示面積	「自己敷地外に建植・野立」に同じ					案内誘導 2㎡以下
		広告物の横幅	—					
		誘導距離	—					
		地上から上端までの高さ	「自己敷地外に建植・野立」に同じ					1 Km以下
	案内誘導	表示面積	—					3 m以下
		広告物の横幅	—					2 m以下
		誘導距離	—					1 Km以下
		相互間距離	5 m以上（路端から100m以上は100m以上）					5 m以上
	信号機、踏切からの距離	5 m以上（案内図板は除く。）			5 m以上			
	彩度の高い色	2 色以下（案内図板は除く。）						
	地色	—						
	ネオンサイン等	禁止			禁止			
	光源の点滅	禁止			禁止			
電柱・街灯利用広告物	電柱利用	広告物の大きさ	(突出) 縦 1.2 m以下×横 0.45 m以下 (巻付) 縦 1.5 m以下、表示面積 0.5㎡以下			用途地域による地域区分に同じ		
		数量	電柱1本につき、突出、巻付ともに各1個					
		突出の方向	歩車道区別なしは路肩側、区別あり（歩道上）は歩道側					
		彩度の高い色を地色に使用	禁止					
	街灯利用	1方向の表示面積	0.2㎡以下					
		数量	街灯1本につき、突出1個					
		表示目的等	商店街、自治会等が、商店街名、町名等を表示するためのもので、表示の規格を統一したものであること。					
		彩度の高い色を地色に使用	禁止（色数が2色以下の場合を除く。）					
		彩度の高い色	2色以下					
		道路面から下端までの高さ	(突出) 歩車道区別なし 4.5 m以上（歩道上 2.5 m以上） (巻付) 1.2 m以上					
	信号機からの距離	5 m以上						
バス停利用	1方向の表示面積	表示板の表示面積の1/3以下						
	数量	1個						
	彩度の高い色	2色以下						
	彩度の高い色を地色に使用	禁止（色数が2色以下の場合を除く。）						
	表示の方向	車両の進行方向から展望できない面に表示						
消火栓標識利用	広告物の大きさ	縦 0.4 m以下×横 0.8 m以下						
	数量	標識1本につき、突出1個						
	道路面から下端までの高さ	歩車道区別なし 4.5 m以上（歩道上 2.5 m以上）						
	信号機からの距離	5 m以上						
	彩度の高い色	2色以下						
	彩度の高い色を地色に使用	禁止（色数が2色以下の場合を除く。）						

広告物の種類・区分別		商業系	工業系	住居系	用途未指定	特定区域	
アーチ利用	表示目的	商店街、自治会等が、商店街名、町名等を表示				用途地域による地域区分に同じ	
	道路面から下端までの高さ	歩車道区別なし4.5m以上(歩道上2.5m以上)					
	ネオンサイン等	禁止					
	光源の点滅	禁止					
アーケード利用	1方向の表示面積	0.5㎡以下					
	数量	掲出者1名につき、1個					
	道路面から下端までの高さ	歩車道区別なし4.5m以上(歩道上2.5m以上)					
	広告物の規格等	照明を伴うもので、規格を統一したもの					
	ネオンサイン等	禁止					
車体利用	宣伝車	色彩等					
	路線バス・その他の自動車	消防自動車、緊急自動車と紛らわしくないもの					
		1側部の表示面積	3㎡以下(フィルム貼りで地域景観に調和したものは除く)				
		後部の表示面積	1㎡以下(フィルム貼りで地域景観に調和したものは除く)				
	前部への表示				禁止		
垣・塀利用	表示面積の合計		掲出する面の面積の1/4以下				
	数量		2以下				
	垣・塀の外郭線からの突出		禁止				
広告幕	道路面から下端までの高さ		4.5m以上(壁面利用を除く。)				
アドバルーン	表示面の大きさ		高さ1.5m以下、幅1.5m以下				
広告旗	表示面積		2㎡以下				
	路肩から5m以内での相互間距離		5m以上				
	道路上への掲出		禁止				
置看板・立看板等	道路上に掲出		禁止				

### 3. 付加基準(市内全域)

付加基準が適用される広告物の規模	高さが4mを超える広告物等及び当該広告物等が存する一団の土地において設置される広告物等、並びに表示面積の合計が30㎡を超える広告物等
数量	接する道路から同時に展望できる同一内容の広告物等の表示又は設置は、2以下であること
色彩	彩度の高い色は、2色以下 彩度の高い色を地色に使用する場合は表示面積の50%~70%以下(表示面積10㎡以下を除く。) 表示面以外の枠・支柱等に用いる色は、彩度1以下
文字サイズ	1文字あたりの1辺の長さは2m以下(文字の高さが地上から5m以下の場合は、1辺の長さは1.5m以下)
余白	余白(表示面の縁における文字やロゴマーク等を表示しない部分)の面積は、表示面の面積の2/5以上
自己敷地内に建植の数量	接する道路ごとに1基以下(案内誘導のためのものを除く)
その他	LEDサインは、歩行者及び周囲にまぶしさなどの不快感を与えず、交通信号の認識に支障がないよう表示位置、方向、明るさ、光源の点滅速度並びに表示及び画面の変化の速度に配慮したものであること

### 4. 付加基準(津門大塚地区景観重点地区、枝川町戸建住宅A・B地区景観重点地区)

種類・区分	津門大塚地区景観重点地区	枝川町戸建住宅A・B地区景観重点地区
数量	接する道路から同時に展望できる同一内容の広告物等の表示又は設置は、2以下であること	
色彩	彩度の高い色は2色以下(地色に用いる色は、彩度の高い色は1色以下)	彩度の高い色は2色以下
	彩度の高い色を地色に使用する場合は表示面積の50%以下	
	表示面以外の枠・支柱等に用いる色は、彩度1以下	
	額縁状に使用する地色に用いる色は、彩度5以下	—
文字サイズ	1文字あたりの1辺の長さは2m以下(文字の高さが地上から5m以下の場合は、1辺の長さは1.5m以下)	
余白	余白(表示面の縁における文字やロゴマーク等を表示しない部分)の面積は、表示面の面積の2/5以上	

屋上利用広告物		禁止	禁止
壁面利用 広告物	表示面積の合計	壁面の見付面積の1/5以下かつ60㎡以下 (建築物から0.5m以内に建植える広告物であつて、当該壁面と同方向に向けて表示される場合は、当該広告物の表示面積を含む)	1/5以下
	広告物等の上端の地上からの高さ	20m以下	—
	その他の表示方法	建築物の軒の高さを超えて表示しないものであること	
突出 広告物	建築物からの出幅	1.0m以下	1.0m以下 (道路上禁止)
	広告物等の上端の地上からの高さ	15m以下	—
	形状	1壁面に複数設置する場合は、形状を統一し、地盤面に対して垂直に1列に設置すること (最上部の高さが4m以下の場合は、2列可)	—
自己敷 地内に 建植	数量	接する道路ごとに1基以下 (案内誘導のためのものを除く)	2基以下
	広告物等の上端の地上からの高さ	7m以下 (LED使用で交通信号機からの距離が5.0m以下の場合は5m以下)	7m以下
	形状	接する道路が国道2号及び区画道路である場合は、板状の自立型の形状であること。ただし、1本柱で表示部分の幅が支柱の幅の1.2倍未満のものは除く	—
広告旗		禁止	—
はり紙・はり札		禁止	—
自家用でない広告物		禁止	
写真・絵画等を表示した広告物		地上から広告物等の上端までの高さ10m以下 表示面積10㎡以下	—
可変表示式広告物 (常時表示内容を変更できるもの)		禁止	禁止
可動式広告物 (光が動くもの、点滅、回転灯等)		禁止	禁止
その他の表示方法		建築物の屋根、軒又は底に設置しないこと LEDサインは、歩行者及び周囲にまぶしさなどの不快感を与えず、交通信号機の認識に支障がないよう表示位置、方向、明るさ、光源の点滅速度並びに表示及び画面の変化の速度に配慮したものであること 接する道路が国道2号又は区画道路である場合は、当該道路沿いに掲出されている広告物等との意匠の統一に努めること 色彩及び意匠は、周辺の緑樹等との調和に配慮したものであること	ネオンサイン等を使用しないものであること ただし、建築物を利用するネオンサイン等 (ネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインを除く。) であつて、歩行者及び周囲にまぶしさなどの不快感を与えず、交通信号機の認識に支障がないよう表示位置、方向、明るさ及び発光部分の大きさに配慮したものにあっては、この限りでない

#### 5. 許可を要しない広告物の適用除外の基準 (許可申請不要)

種類・区分	禁止地域						許可地域
	第1種 禁止地域	第2種 禁止地域	関西学院周 辺 景観地区	枝川町戸建 住宅A・B地 区景観重点 地区	苦楽園五番 町くすのき 台地区景観 重点地区	第3種 禁止地域	
自家用 広告物	数量	3以下	3以下	3以下	3以下	3以下	3以下
	表示面積 の合計	5㎡以下	5㎡以下	3㎡以下	1㎡以下	0.5㎡未満	5㎡以下  (津門大塚 地区景観重 点地区は、 1㎡以下)
	高さ	4m以下	4m以下	4m以下	4m以下	2m未満	4m以下
管理用 広告物	数量	2以下	3以下	3以下	3以下	3以下	3以下
	表示面積 の合計	5㎡以下	10㎡以下	3㎡以下	1㎡以下	0.5㎡未満	10㎡以下  (津門大塚 地区景観重 点地区は、 1㎡以下)
	高さ	4m以下	4m以下	4m以下	4m以下	2m未満	4m以下

6. 禁止地域の適用除外の許可基準（苦楽園五番町くすのき台地区景観重点地区及び関西学院周辺景観地区を除く）

種類・区分		許可申請が必要			
		第1種禁止地域	第2種禁止地域	第3種禁止地域	
自家用 広告物	表示面積の合計	10㎡以下	20㎡以下	30㎡以下	
	数量	3以下	4以下	5以下	
	建植広告物の地上からの高さ	5m以下	7m以下	10m以下	
	屋上への掲出	禁止	禁止	—	
	壁面からの突出	禁止	—	—	
	置看板・立看板等	禁止	禁止	禁止	
	色彩	彩度の高い色は、2色以下 彩度の高い色を地色に使用する場合は表示面積の1/2以下（色数が3色以下の場合を除く。）			
	ネオンサイン等	禁止	禁止	露出ネオン管の禁止又はLEDサインの禁止	
	光源の点滅	禁止	禁止	急速な点滅禁止	
その他	許可基準に適合していること (枝川町戸建住宅A・B地区景観重点地区は、4. もあわせて参照)				
道標・ 案内図版	1方向の表示面積 (広告塔は接する 2面の表示面積の 合計)	道標	1㎡以下	2㎡以下	
		案内図板	3㎡以下	6㎡以下	
		説明板	2㎡以下	4㎡以下	
		避難誘導	0.5㎡以下	1㎡以下	
		その他	3㎡以下	6㎡以下	
	地上から広告物上端までの高さ	3m以下	3m以下		
	相互間距離	5m以上			
	色彩	彩度の高い色は、2色以下 彩度の高い色を地色に使用する場合は表示面積の1/2以下（色数が2色以下の場合を除く。）			
	信号機、踏切からの距離	5m以上			
ネオンサイン等	禁止				
光源の点滅	禁止				
寄贈者名等の表示部分の面積	表示面積の1/10以下				
種類・区分		許可申請が必要			
		第1種禁止地域	第2種禁止地域	第3種禁止地域	
案内誘導 広告物	共通 基準	1方向の表示面積（広告塔は接する2面の表示面積の合計）	2㎡以下（かつ、広告物の種類別の個別基準に適合すること）		
		誘導距離	1km以下		
		色彩	彩度の高い色は、2色以下 彩度の高い色を地色に使用する場合は表示面積の1/2以下（色数が2色以下の場合を除く。）		
		表示内容	名称、事業内容、方向、距離等案内誘導のために必要最小限の事項を表示するものであること		
		ネオンサイン等	禁止		
		光源の点滅	禁止		
		置看板	禁止		
	その他	第1種禁止地域においては施設等の立地の状況により、当該施設等への案内誘導が特に必要と認められる場合に掲出するものであることとし、掲出する場合は建築物の壁面から突出しないものであること。			
	建植	横の長さ	2m以下		
		広告物の地上からの高さ	3m以下		
相互間距離		5m以上			
	信号機、踏切からの距離	5m以上			

7. 苦楽園五番町くすのき台地区景観重点地区及び関西学院周辺景観地区の許可基準

種類・区分		許可申請が必要		
		苦楽園五番町くすのき台地区 景観重点地区	関西学院周辺景観地区	関西学院周辺景観地区 付加基準
自家用 広告物	表示面積の合計	0.5㎡以下	一敷地につき、10㎡以下（敷地面積が500㎡を超える場合にあっては15㎡以下）	
	数量	4以下	4以下	・接する道路から同時に展望できる同一内容の広告物等の表示又は設置は、2基以下 ・建植えする広告物等は接する道路ごとに1基以下であること。（案内誘導のものを除く）
	建植広告物の地上からの高さ	2m以下	7m以下	
	広告物等の高さ	2m以下	建築物に掲出する広告物等については、8メートル以下かつ当該建築物の軒の高さ以下	
	屋上への掲出	禁止		
	壁面からの突出	—	—	建築物等からの出幅1メートル以下かつ、道路に突出しない
	置看板・立看板等	禁止	1方向の表示面積0.5㎡以下かつ1基まで	
	色彩	彩度の高い色は、2色以下		・彩度の最も高い色は2色以下、かつ使用面積は表示面積の1/30以下 ・彩度の高い色は2色以下、かつ使用面積は表示面積の1/5以下
		彩度の高い色を地色に使用する場合は表示面積の1/2以下（色数が3色以下の場合を除く。）		
	文字サイズ	—	1文字あたりの1辺の長さ0.8m以下	
	余白	—	表示面の面積の2/5以上	
	ネオンサイン等	禁止		
	光源の点滅	禁止		
	その他	許可基準に適合していること		
種類・区分		許可申請が必要		
		苦楽園五番町くすのき台地区 景観重点地区	関西学院周辺景観地区	関西学院周辺景観地区 付加基準
道標・案内 図板	1方向の表示面積（広告塔は接する2面の表示面積の合計）	道標	2㎡以下	
		案内図板	6㎡以下	
		説明板	4㎡以下	
		避難誘導	1㎡以下	
		その他	6㎡以下	
	地上から広告物上端までの高さ	2m以下	3m以下	
	相互間距離	5m以上		
	色彩	彩度の高い色は、2色以下		・彩度の最も高い色は2色以下、かつ使用面積は表示面積の1/30以下 ・彩度の高い色は2色以下、かつ使用面積は表示面積の1/5以下
		彩度の高い色を地色に使用する場合は表示面積の1/2以下（色数が2色以下の場合を除く。）		
	信号機、踏切からの距離	5m以上		
ネオンサイン等	禁止			
光源の点滅	禁止			
寄贈者名等の表示部分の面積	表示面積の1/10以下			
1方向の表示面積（広告塔は接する2面の表示面積の合計）			2㎡以下（かつ、広告物の種類別の個別基準に適合すること）	
	誘導距離		1km以下	

案内誘導広告物	共通基準	色彩	禁止	彩度の高い色は、2色以下	・彩度の最も高い色は2色以下、かつ使用面積は表示面積の1/30以下
		表示内容		彩度の高い色を地色に使用する場合は表示面積の1/2以下（色数が2色以下の場合を除く。）	・彩度の高い色は2色以下、かつ使用面積は表示面積の1/5以下
		ネオンサイン等		名称、事業内容、方向、距離等案内誘導のために必要最小限の事項を表示するものであること	
		光源の点滅		禁止	
		置看板		禁止	
	建植	横の長さ		2 m以下	
		広告物の地上からの高さ		3 m以下	
		相互間距離		5 m以上	
		信号機、踏切からの距離		5 m以上	

## 8. 禁止物件

- (1) 橋、トンネル、高架構造物及び分離帯
- (2) 石垣、擁壁その他これらに類するもの
- (3) 街路樹及び路傍樹
- (4) 信号機、道路標識、航路標識、道路情報管理施設、カーブ・ミラー及び道路上のさく並びに駒止、里程標その他これらに類するもの
- (5) パーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備
- (6) 市長が指定する区域内にある電柱、街灯その他これらに類するもの
- (7) 消火栓、火災報知機及び火の見やぐら
- (8) 郵便ポスト、信書便差出箱及び公衆電話ボックス
- (9) 発電用風力設備、送電塔、送受信塔及び照明塔
- (10) 煙突及びガスタンク、水道タンクその他これらに類するもの
- (11) 銅像、神仏像、記念碑その他これらに類するもの
- (12) 景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木（市長が指定するものを除く。）
- (13) 前各号に掲げるもののほか、特に良好な景観又は風致を維持するために必要があるものとして市長が指定する物件